

本書は、弊社がお客さまに電気を販売する際の条件について電気事業法及び経済産業省令に基づき、電気需給契約の締結前及び締結後に交付する電気需給契約の概要を記載した書面です。詳細につきましては、弊社ホームページに掲載しております約款のご確認をお願いいたします。なお、弊社との需給契約をお申し込みいただく場合には、契約者ご本人さまに限ったお手続きをお願いしております。また、本書及び弊社「電気需給約款」への同意が必要となります。

事業者について

小売電気事業者	株式会社東名（登録番号：A0650） TEL：0120-119-885 受付時間：9:00～18:00 （年末年始、一部の窓口を除く）	媒介・取次・代理業者	上記小売電気事業者とお客さまとの電気需給契約の締結を媒介、取次、代理する場合には、その媒介・取次・代理業者の情報については、別紙をご参照ください。
---------	--	------------	---

1、お申し込み方法

申込用Webフォームに必要事項を入力又は申込用紙に必要事項を記載し提出いただきます。

2、お申し込みにあたって

弊社に電気のご契約を切り替えられる場合には、初回請求時に契約事務手数料をお支払いいただきます。

1契約あたり

3,850円（税込）

3、電力の供給開始予定日及び料金メニュー適用の開始予定日並びに開始日の通知

弊社に電気のご契約を切り替えられる場合の料金メニュー適用開始予定日は、原則お客さまからお申し込みをいただいてから標準処理期間が満了した後の最初の検針日となります。

但し、供給開始日はセット商材や検針日により前後することがございます。決定した供給開始日は「お申し込み手続き完了のご案内」の交付にてお知らせいたします。

4、契約期間

- 電力需給約款に基づく本契約は、お客さまからのお申し込みを受け、弊社が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、本契約が成立し、料金メニュー適用の開始日以降3年目の日（満了日）までとします。

5、契約更新

契約満了日の15営業日前に先だって、更新月（供給開始月〔電気需給契約が更新された場合には、更新された月〕から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。）に契約変更・解約の申し出がない場合、本契約は契約期間満了後も3年ごとに同一条件での自動更新となります。

6、契約に関わる注意事項

- 電力の使用状況によっては、契約電力値及び、契約容量が増加することがあります。
- 移転によって需要場所が変更となる場合は、契約電流は原則として移転先の設備状況に準じます。
- 再エネプランをご契約の場合、非化石価値取引市場において事前に計画していた入札量に対して、全量の約定を保証するものではありません。なお年度ごとの約定量については、当社Webサイトにてお知らせいたします。

7、供給の電圧・周波数

供給電圧は、100V及び200Vとなります。

周波数は、原則、北海道電力、東北電力、東京電力管内では標準周波数50Hz、それ以外では60Hzとなります。

8、電気ご使用量の計量方法・料金算定方法

- 一般送配電事業者が取り付けた電気計器（スマートメーター等）にて計量される値を用います。

- 電気料金の算定期間は、前月の計量日（検針日）から当月の計量日（検針日）の前日までを「1ヶ月」とし、その間の電気ご使用量に基づき計算します。なお、移転などで電気のご使用期間が「1ヶ月」に満たない場合は、日割りで計算します。
- 基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金及び容量拠出金相当額の合計とし、詳細については電気需給約款別表又は定義書に定めます。
- 弊社の原価調整制度である「電力調達調整費」を適用させていただくため、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場価格の変動により、「電力調達調整費」が発生する場合があります。
- 一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を、エリア損失率として「電力調達調整費」の調整単価を算定する際に考慮します。
- 料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとし、支払期日は、検針日の翌月末日といたします。但し、「電力調達調整費」変動の影響により当該月の請求額が著しく高額となった場合、お客さまの負担平準化を目的に当社は当該月の請求額をお客さまと電力需給契約の継続期間において最大36回に分割して請求を行うことができます。この場合、電力需給契約の継続期間中に電気需給契約が終了したときは、当該分割分の残債務に係る期限の利益は喪失するものとし、当社は、当該残債務を、最終の基本料金及び電力量料金の請求時に一括して請求いたします。
- 再エネプランのご契約の場合、「再エネ調達費」を適用させていただくため、非化石価値取引市場で証書購入に必要となる手数料を算定し、再エネ調達単価に加算させていただきます。また手数料については取引の価格に応じて変動する場合があります。

9、電気ご使用量及び請求金額の確認について

- お客さま専用Webサイト (<https://www.officebilling-plus.com>) にて電力使用量及び請求金額をご確認いただけます。なお、このWebサイト運用のため、サービス利用料として1請求ごと8.8円（税込）/月を申し受けます（同一契約者の複数の契約を合算にてまとめた場合も1請求ごとの請求となります。）。
- ご利用料金内訳明細書をご希望の場合、別途165円（税込）/月にて郵送いたします。
- 初期パスワードは料金適用開始の日までにお知らせいたします。

10、契約期間内での変更・解約に関する制限

更新月（供給開始月〔電気需給契約が更新された場合には、更新された月〕から起算して36ヶ月目とその翌月）を除き、契約期間内にお客さまの通知により電気需給契約が終了する場合、以下の表に定める終了違約金をお支払いいただきます。また「20、ご契約前のご契約先への違約金等に関するご確認のお願い」に該当する他社違約金相当額を、当社が負担することを条件に当社と電気需給契約をした場合で、初回更新月（供給開始月から起算して36ヶ月目とその翌月）までの契約期間内にお客さまの通知により電気需給契約が終了したときは、お客さまには、当社が負担した他社違約金相当額の全額を一括にてお支払いいただきます。

電気需給契約	9,800円（不課税）	長期割引	9,800円（不課税）
--------	-------------	------	-------------

上記の終了違約金及び他社違約金相当額の支払は、以下の場合には適用しません。

- 建替により電気需給契約が終了する場合で、建替後も弊社と電気需給契約をご締結いただく場合。
- 転居に伴い電気需給契約が終了する場合で、転居先で引き続き当社と電気需給契約をご締結いただく場合。また転居先が提供外の地域又は提供不可の電気設備等により、当社との電気需給契約が継続できない場合も含みます。

11、お客さまからのお申し出による契約変更の適用目安

契約電流又は契約容量等の変更をご希望の場合は、弊社までご連絡ください。お申し込みをいただいた後、原則として最初の検針日又は翌月の検針日から変更を適用します。

12、一般送配電事業者からの請求に係る費用負担

弊社は、一般送配電事業者との託送供給等の契約（電力の託送供給にかかる料金その他の供給条件を定めた契約）に基づきお客さまの都合・責に帰すべき事由によって一般送配電事業者から請求を受けた

場合、当該請求金額をお客さまから申し受けます。

- 供給開始前に契約変更・終了される場合

一般送配電事業者がお客さまの電気ご利用に際して必要となる供給設備を施設した後、お客さまの都合によって供給開始前に電気需給契約を変更又は終了される場合、弊社は、一般送配電事業者が見積り算定した当該施設に要した費用の実費をお客さまから申し受けます。また、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要した場合、弊社は、一般送配電事業者が見積り算定した当該費用をお客さまから申し受けます。

- 不正使用による違約金が発生した場合

不正使用されたことによって違約金等の請求が発生した場合、弊社は、一般送配電事業者からの当該請求金額をお客さまから申し受けます。

13、その他の費用負担

- 電気料金のお支払い期日を経過してなお、お支払いいただけない場合、お支払い期日の翌日からお支払い日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお消費税等相当額及び次の算式により算定された金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$

- 弊社指定口座へのお振込み手数料はお客さまのご負担といたします。

- ご契約時にお知らせした「お申し込み手続き完了のご案内」を再発行する場合、再発行手数料として330円（税込）をお支払いいただきます。

14、料金の支払い方法

弊社指定「クレジットカード」「口座振替」のいずれかよりご選択いただけます。

- クレジットカード支払及び口座振替の場合、初回又は登録完了するまでの間の電気料金のお支払い等については、弊社が発行するコンビニ払込用紙を発送させていただくことがございますので、お手数ですがコンビニ払込用紙に記載されているお支払い期日までに払い込みをお願いいたします。

- コンビニ払込票での請求については、請求事務手数料110円（税込）と払込票発行手数料として319円（税込）をお支払いいただきます。

15、弊社からの契約の解約

お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、弊社は電力需給契約を解約する場合があります。

- お客さまが、15営業日前までに電気需給契約の終了通知をされないで、その供給場所から移転し、電気を使用されていないことが明らかな場合。
- お客さまが弊社との需給契約の料金の支払い期日を15日経過してもなお支払われない場合。
- お客さまが弊社との他の需給契約の料金の支払い期日を15日経過してもなお支払われない場合。
- お客さまが料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金、その他、弊社約款から生ずる金銭債務）を支払われない場合。
- お客さまが電気需給約款に違反した場合。
- お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、又は反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合。その他、お客さまが弊社約款の規定に違反した場合。

16、弊社からの契約の変更に伴う電子交付について

ご契約内容の更新、変更に伴うご説明及び電子交付については、以下の事項を対象といたします。

- 一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正、また、社会的経済的な影響等、弊社が必要と判断した場合には、電気需給約款及び別表を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ①弊社ホームページに一定期間掲載、②電子メールによる送信のいずれか一方又は

その両方の方法をもってお客さまに通知いたします（但し、電気料金の変更等重要な内容については、①弊社ホームページへの掲載に加え②電子メールによる通知を併せて行います。）。新たな契約内容にご承諾いただけない場合は、電気需給約款（低圧）の変更の通知受領後30日以内に弊社に対してご解約のお申し出をいただくことで、「4.契約期間」の定めにかかわらず、本契約を解約することができます。解約のお申し出が前文で定める期限までにない場合は、電気需給約款の変更をご承諾いただけたものとみなします。

- 上記以外のご契約内容の変更の場合、当該事項のみを電子メール又は弊社の会員専用サイト、弊社ホームページに一定期間掲載することでお客さまに通知いたします。
- ご契約を更新する場合（料金・契約条件について一切の変更をせず契約期間の延長のみをする場合）、更新後の契約期間のみを電子メール又は弊社の会員専用サイトに一定期間掲載することでお客さまに通知いたします。
- 電子交付による通知について、弊社はご登録のメールアドレスに送信することで到着したものとみなします。
- 電子交付を実施するためのメールアドレスをあらかじめご登録いただき、メールアドレスの変更時には弊社に届け出が必要になります。
- お客さまにメールアドレスを登録できない事情がある場合若しくはお客さまが登録をしていない場合、又はご登録のメールアドレス宛に送信できない場合は、あらかじめご登録いただいた携帯電話等のショートメッセージサービス（SMS）による送信又は書面を郵送することによって通知いたします。

17、再生可能エネルギー賦課金の減免措置の申請

現在の電力会社との契約にて、既に再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される場合は、弊社までご連絡ください。

18、保安等に関するお客さまのご協力

- 一般送配電事業者の供給設備の工事及び維持のためにご協力をお願いします。
- 一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、又は需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- 業務上必要とする場合に、お客さまの土地又は建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- お客さまが、引込線、計量器等その他需要場所内の弊社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障があり、又はそれらが生ずるおそれがあると認めた場合、又はお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが弊社及び一般送配電事業者の電気工作物に影響をおよぼすおそれがある場合、速やかに弊社及び一般送配電事業者に通知していただきます。
- お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響をおよぼすような物件・設備の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を弊社及び一般送配電事業者に通知していただきます。
- お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を弊社及び一般送配電事業者又は登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。

19、電気使用に関するお客さまのご協力

お客さまの電気使用によって、他のお客さまの電気使用が妨害される、若しくはそのおそれがある場合、また一般送配電事業者や他の電気事業者の電気工作物に支障をおよぼされる、若しくはそのおそれがある場合、お客さまの費用負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

20、ご契約前のご契約先への違約金等に関するご確認のお願い

現在ご契約中の小売電気事業者から弊社にご契約を切り替えられる場合には、現行契約の途中解約による違約金・その他ご負担が発生する可能性があります。詳細につきましては、現在ご契約中の小売電気事業者へご確認をお願いします。

21、その他の特記事項

● クーリング・オフ

「特定商取引に関する法律」における「訪問販売」若しくは「電話勧誘販売」によりお申し込み（ご契約）された場合、契約締結後に開通通知をお客さまが受領した日から8日を経過するまでの間は、書面により無条件で申し込みの撤回・契約の解除（以下、「クーリング・オフ」といいます）が可能です。

弊社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は弊社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、弊社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、お客さまは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフの効力は、お客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。クーリング・オフを行う場合は、小売電気事業者の連絡先まで書面にてご連絡ください。

クーリング・オフがあった場合、①弊社は、ご契約の解除に伴う損害賠償又は違約金支払を請求することができません。②既にご契約に基づき役務が提供されたときでも、弊社は、お客さまに対し、ご契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求することができません。③ご契約に関連して既に受領した金員があるときは、弊社は、お客さまに対し、速やかに、その全額を返還します。④ご契約に係る役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。⑤既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は弊社の負担とします。

22、債権譲渡

お客さまは、弊社から代理請求事業者への債権の譲渡をあらかじめ承諾していただきます。なお、債権譲渡が行われる場合には、支払方法等が変更される場合があります。

● 個人情報の第三者提供の承諾

お客さまは、弊社が譲受人等へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所、電話番号、金融機関の口座番号及び弊社に対する支払に関する状況・履歴等の個人情報（譲受人等がお客さまへ電気料金を請求するために必要な情報であって、弊社が別に定めるものに限ります。）を弊社が譲受人等へ提供する場合があることにあらかじめ同意していただきます。

以上